

# 商店街ステップアップ支援事業 募集要領

経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

TEL : 022-211-2746

MAIL : [syokokins@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syokokins@pref.miyagi.lg.jp)

# 商店街ステップアップ支援事業

## 背景・目的

- 商店街等地域商業は、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響からの集客回復、売上回復のほか、デジタル化等のウィズコロナ・ポストコロナ時代への適応が求められており、一時的なイベントにとどまらない複合的な取組が必要となっている。
- このため、商店街等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響下での**集客促進のための取組**に加え、**ウィズコロナに適応するための革新発展的な取組**を支援することで、中長期的・安定的な集客確保につなげ、地域商業の発展を図るもの。

## 事業スキーム

- 補助対象事業
  - ① **革新発展事業**  
ウィズコロナを踏まえて実施する商店街のデジタル化やワーキングスペースの整備等（単発イベント実施不可）
  - ② **集客促進事業**  
集客回復のためのイベント開催や感染症対策（単発イベント実施可）  
※商品券、クーポン券などの事業は①、②とも対象外
- 補助事業者  
商店街振興組合、事業協同組合、商工会・商工会議所、任意の商店街組織、まちづくり会社、NPO法人等  
※会員数が10者以上の組織が対象（まちづくり会社やNPO法人の場合は、対象となる商店街等の会員が10者以上）
- 補助率等
  - ① 革新発展事業  
3/4 上限5,000千円, 下限300千円（基準額120千円×会員数）
  - ② 集客促進事業  
3/4 上限1,500千円, 下限300千円（基準額30千円×会員数）  
※市町村による事業者負担分への独自補助も可能

## 実施イメージ



# 目的・補助対象者

## ■ 目的

本事業は、商店街等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても安定的に集客を確保し、発展する商店街等を構築することを目的としています。

## ■ 補助対象者

- (1) 商店街振興組合，商店街振興組合連合会
- (2) 事業協同組合，事業協同小組合，協同組合連合会
- (3) 商工会議所，商工会，商工会連合会
- (4) 任意の商店街組織，その他複数の小売業・サービス業・飲食業を営む中小企業・小規模事業者で構成される団体
- (5) 複数の商店街組織等で構成される連合体
- (6) まちづくりや商業活性化の担い手として活動している民間事業者（まちづくり会社，NPO法人等）

▼ 構成員数又は補助事業の対象とする事業者数が10者以上となる団体に限ります。

▼ 法人化されていない任意団体にあつては，規約等により代表者の定めがある団体に限ります。

# 補助対象事業

## ■ 革新発展事業

**ウィズコロナ・ポストコロナ時代に適応するためのデジタル化等の革新発展的な地域活性化の取組**

【事業例】

- ・ アプリを活用したデリバリーシステムの構築とデジタルスタンプラリーイベントの開催
- ・ 空き店舗を改装したコワーキングスペースや販売拠点の整備

## ■ 集客促進事業

**ウィズコロナを踏まえて実施する集客イベントや勉強会等の感染症対策の取組**

【事業例】

- ・ 業種別ガイドラインの遵守等，感染防止対策を講じた上で行う年末大売り出し等の集客イベント
- ・ 飲食店向けガイドラインや感染症対策の啓発に向けたポスターの作成

▼ **集客促進事業でハード整備（改修工事や備品整備等）は実施できません。**

▼ **革新発展事業では、一時的なイベントのみの事業は対象となりません。これらを行う場合には、必ず異なる取組を組み合わせる必要があります。**

▼ **地域商品券やクーポン券の作成・発行を主な目的とする事業は対象となりません。**

▼ **イベントについては、業種別ガイドラインの遵守徹底のほか、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせアプリ（MICA）の導入や名簿作成などの追跡対策の徹底等、感染防止対策のための県の要請に応じて実施するものが対象となります。**

なお、イベントの開催に当たっては、別途チェックリストを作成し公表する必要があります。

また、収容定員等によって「感染防止安全計画」を作成し、県への提出が必要になる場合もあるので御留意ください。

（参考URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/event-miyagi.html>）

# 補助対象経費①

区分	対象経費	経費の内容
革新 発展 事業 ・ 集客 促進 事業 共通	① 謝金	外部専門家, 講師等への謝金
	② 旅費	外部専門家, 講師等への旅費
	③ 賃金	事業運営のために雇用するアルバイト等への賃金 ※関係者(補助事業者の構成員, 従業員, 家族等)に支給するものは対象外
	④ 消耗品費	事務用品, 材料, ソフトウェア等の購入費用
	⑤ 光熱水費	共同販売店舗等の光熱水費 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑥ 燃料費	共同配送車両等のガソリン代 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑦ 印刷製本費	パンフレット, チラシ等の印刷費用
	⑧ 通信運搬費	電話, インターネット通信, 郵便, 運送等の費用 ※補助事業以外の事業と明確に区別できるものに限る
	⑨ 広告料	広報誌等への掲載費用
	⑩ 委託料	補助事業者において実施困難な業務を外注する費用
	⑪ 使用料及び賃借料	店舗賃借料, 会場使用料, 事務機器リース料, ソフトウェア利用料等
	⑫	その他事業を実施する上で必要と認められる経費

## 補助対象経費②

区分	対象経費	経費の内容
革新 発展 事業 のみ	① 施設取得費	店舗，共同施設等の取得費用 ※土地の取得・造成費用を除く
	② 工事請負費	店舗，共同施設等の建築・改装費用，既存施設撤去費用
	③ 車両・備品購入費	車両，機器等の購入費用
	④ 修繕費	車両，機器等の修理・補修費用

### ▼ 以下の経費は補助対象外となります。

- ① 交付決定前に発注，購入，契約等を行ったもの  
(※本事業では遡及適用はありません。)
- ② 補助対象経費に係る消費税等
- ③ 景品，謝礼に係る経費（景品，御礼，商品券等）
- ④ イベント会場等における売出し品に係る経費
- ⑤ 支払利息，遅延損害金，振込手数料（振込手数料を取引先が負担しており，取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）

# 補助率・補助限度額等

## ■ 補助率 3 / 4 以内

## ■ 補助限度額

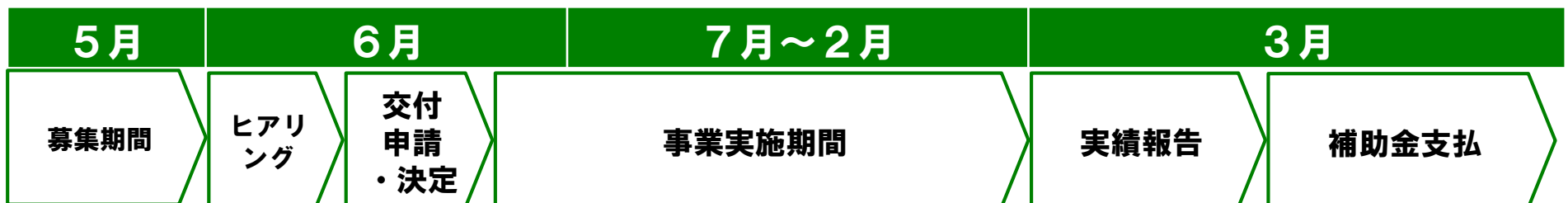
	集客促進事業	革新発展事業
	下記の (a) 又は (b) のいずれか低い方の額	
上限	(a) 30千円×構成員数(又は補助事業の対象とする事業者数) (b) 1,500千円	(a) 120千円×構成員数(又は補助事業の対象とする事業者数) (b) 5,000千円
下限	300千円	

## ■ 事業実施期間

原則として**令和5年2月28日**までには事業を完了させてください。

※ 事業の完了は**発注先等への支払も含まれます**。

【1次締切で応募した場合のスケジュール（目安）】



## ■ 応募期限

# 応募方法①

1次締切：5月31日（火）

2次締切：6月30日（木）

- ▼途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。
- ▼予算上限に達していない場合は、2次締切以降も新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮した上で募集を継続する予定です。

## ■ 提出書類

- ① 補助金要望書
- ② 補助事業者等概要書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 収支予算書（別紙3）
- ⑤ 事業者の概要及び活動内容がわかる資料（定款、事業報告書等）
- ⑥ 構成員名簿（役員以外も含む）又は補助事業の対象とする事業者一覧
- ⑦ 業務委託を予定している場合、積算根拠（見積書等）
- ⑧ ハード整備を予定している場合、積算根拠（見積書等）及び図面・カタログ等
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

- ▼ ①③は革新発展事業又は集客促進事業に対応する様式をご提出願います。



## 応募方法②

### ■ 提出先

提出書類を電子メールで下記あてお送り願います。

送付先	連絡先	管轄地区
大河原地方振興事務所 地方振興部 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	<a href="mailto:oksinbk@pref.miyagi.lg.jp">oksinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0224-53-3199】	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1	<a href="mailto:syokokins@pref.miyagi.lg.jp">syokokins@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 022-211-2746】	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡
北部地方振興事務所 地方振興部 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1-1	<a href="mailto:nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp">nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0229-91-0744】	大崎市, 加美郡, 遠田郡
北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	<a href="mailto:nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp">nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0228-22-2195】	栗原市
東部地方振興事務所 地方振興部 〒986-0861 石巻市あゆみ野5丁目7番地	<a href="mailto:et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp">et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0225-95-1414】	石巻市, 東松島市, 女川町
東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	<a href="mailto:et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp">et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0220-22-6112】	登米市
気仙沼地方振興事務所 地方振興部 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	<a href="mailto:kstssss@pref.miyagi.lg.jp">kstssss@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0226-24-2593】	気仙沼市, 南三陸町

# その他

---

## ■ 採択について

提出書類をもとにヒアリングを実施し、内容を審査のうえ採択事業者を決定します。ヒアリングの日程については別途お知らせします。

## ■ 事業終了後の実績報告について

本補助金は国の交付金が充てられています。そのため、**令和5年2月28日までに事業を終了し、令和5年3月10日までに実績報告**いただき、県は3月末までに補助金を支払う必要がございます。支払までには2週間程度かかりますので、**実績報告が遅れた場合は補助金を支払えなくなる可能性があります。**あらかじめ御承知おきください。

なお、事業終了が前段によらず、令和4年12月31日など早い場合、補助金等交付規則（昭和五十一年宮城県規則第三十六号）第12条の規程により、事業終了後1月以内に実績報告いただく必要がございますので御留意ください（※）。

### （※）実績報告例

令和4年12月31日に事業終了⇒令和5年1月31日までに実績報告